

宿泊型学習利用促進事業実施要領

1 趣旨

この要領は、公益社団法人高知県森と緑の会 山の学習支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第2条に規定する（5）宿泊型学習利用促進事業（学校行事）の実施に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 補助の要件

本事業は、下記の要件を全て満たした場合に、補助を行う。ただし、免除又は減額する保護者負担額のうち、他法令等で公費負担や補助の対象となる場合は対象としない。

- (1) 宿泊型学習支援事業（学校行事）への参加が経済的理由により困難な児童・生徒に対して、体験活動期間中の食費の一部又は全部を免除する。
- (2) 対象となる児童・生徒は、就学援助を受けている児童・生徒その他特別な事情により経済的な支援が必要と認められる児童・生徒とする。

3 交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、交付要綱第5条に定める交付申請書を、宿泊型学習支援事業（学校行事）の実施日までに提出するものとする。

附則

この実施要領は、令和6年4月5日から施行する。

この実施要領は、令和6年7月16日から施行する。

この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。